

平成27年度 社会福祉法人三島市社会福祉協議会事業計画

1 三島市社会福祉協議会の事業活動の目的

社会福祉協議会は、全国及び都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。

運営にあたっては、地域住民やボランティア、社会福祉関係者等の協力を得て活動をする民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という、二つの側面を併せ持った組織です。

運営の目指すものは、「住み慣れた地域で、家族や友人と共に暮らしたい」という全ての人の共通の願いを達成するために、地域住民が支え合う『福祉のまちづくり』を進展させることです。

三島市社会福祉協議会では、この地域福祉の推進に向け、市民の皆さんや行政機関・関係団体と協働し各種福祉事業を展開しています。

2 三島市社会福祉協議会の運営と組織構成

三島市社会福祉協議会は昭和26年に設立され、昭和44年に法人としての認可を受け、以後、本会の目的に賛同する会員の増強を図る中で、次の組織で活動しています。

三島市社会福祉協議会の組織

- ◎ 会 員 本会の目的に賛同する地域住民
- ◎ 役 員 理事13人（会長・副会長含む）
監事2人
- ◎ 評議員 27人
- ◎ 職 員 99人
 - ・事務局長 1人
 - ・総務課 8人（課長以下4人、臨時職員4人）
 - ・振興課 5人（課長以下5人総合相談所兼務）
 - ・介護保険室 18人（室長1人兼務、ヘルパー7人、臨時職員10人）
 - ※生きがい教室 12人（臨時職員 西小4人、東小4人、南小4人）
 - ※シルバーハウジング 3人（臨時職員3人）
 - ※老人福祉センター 9人（館長以下2人、臨時看護師2人、清掃員5人）
（※は三島市受託事業）
 - ・日常生活自立支援 7人（生活支援員7人うち兼務1人）
 - ・公益事業室 41人（室長以下2人、臨時職員2人、施設37人）
指定生活介護事業所「えがお」19人（施設長1人）
「すぎなの園班」9人（班長1人、支援員2人、臨時支援員5人、臨時看護師1人）

「みしまさくら班」 9人（班長1人、支援員2人、
臨時支援員5人、臨時看護師1人兼務）
指定生活介護事業所「おんすいち」 9人（施設長1人、支援員2人、
臨時支援員5人、臨時看護師1人兼務）
指定就労継続支援（B型）事業所「さわじ作業所」 9人（施設長1人
兼務、支援員3人、臨時支援員5人）

3 平成27年度事業に対する基本方針

私たちを取り巻く生活環境は、地域の連帯感の希薄化や急速に進む高齢化、経済的困窮や社会的孤立など、多くの問題が複雑化し福祉ニーズも多岐に及んでいます。

また、我が国の経済状況は、長く続いた景気低迷から脱却の兆しが見えてきたものの、国や地方公共団体の財政状況は、福祉施策を推進する予算環境から見れば、まだまだ厳しいものがあります。

このような中、当社会福祉協議会は、今年度は改正介護保険法や生活困窮者自立支援法の施行といった福祉の大きな転換期を乗り越える力をつけ、総合相談体制を強化し、個別の福祉課題に丁寧に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、地域住民をはじめ、民生児童委員、ボランティア活動者、地域の各団体などと連携・協働の体制で積極的に対応する心構えを持ち、以下の主要事業を展開してまいります。

(1) 財政基盤の強化充実

経費全般にわたる節減・効率化を進め、限られた財源の有効的な活用を図り、市民福祉の向上と多様化する要望に出来る限り対応してまいります。

また、自主財源である会費や事業収入などの増強を図るほか、委託金や補助金等公的財源を確保し、各種事業の安定運営に努めます。

(2) 三島市地域福祉活動計画の推進および次期計画の策定

「第2次三島市地域福祉活動計画」（平成23年～27年度）に基づいて、住民参加による地域福祉活動の推進をはかりながら、今年度は「第3次三島市地域福祉活動計画」の策定に向けて準備してまいります。

(3) 小地域福祉活動の推進

住民自らが力をあわせて進める、住民主体の福祉活動に対しての支援をはじめ、地域の実情に応じた福祉ニーズへの問題解決に対し、住民と一体となって取り組み、住民同士が助け合える土壌を作っていきます。

(4) 各種相談窓口の充実

障害者雇用相談や補聴器相談などの、各種相談窓口を定期的開設するとともに、市民の皆さんから寄せられる様々な相談の問題解決や適切な支援を提供できるよう、更なる充実を図ります。

(5) 総合相談機能の充実

訪問相談に積極的に取り組むことで、地域において、公私の相談・支援機関、関係者の連携・協働により、住民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を

行う相談窓口としての機能の充実を図り、ニーズを持つ住民を身近な地域における生活支援につなげ、住み慣れた地域において、支え合いのネットワークの中で暮らせるよう支援していきます。また、相談員の資質向上を図るとともに、従来の日常生活自立支援事業の実施のほか、成年後見制度の研究・調査を実施し、日常生活において判断能力に不安を感じている方々の権利擁護に努めます。

(6) ボランティア活動の推進

一人ひとりが、社会福祉を自らのものと考え、自ら活動に参加する中で学習し、自らの手で福祉をつくりあげていくことは、あらゆる人が安心して生活を続けていける地域社会の基礎をつくるものとなります。その意味で、福祉活動への市民の参加による参加型の福祉社会づくりは、社会福祉協議会の最も基本的な活動の原点です。

そこで、この参加型の福祉社会づくりの実現に向け、一人ひとりが自発的に福祉活動に参加できるような環境づくり、支援を目的にボランティアセンター事業において下記項目の充実を図ります。

○相談・援助…「ボランティアしたいけど…どんなボランティアがありますか?」、「ボランティアの手助けが欲しいのですが…紹介してもらえませんか?」など、ボランティアを必要としている方と、ボランティアしたい方をつなげる“架け橋”となります。

○ボランティア登録…ボランティア活動をしたい人(個人)やグループ(団体)の登録・管理をし、相談・援助活動へ活用します。

○活動の支援…ボランティア活動に必要な機材の貸出、ボランティア活動保険の加入受付など必要な支援を行ないます。

○情報の提供…社協だよりやホームページの掲載、ボランティア掲示板での案内など、必要な情報の提供を行ないます。

○事業費の助成…ボランティアグループが実施する事業の充実を図るため、事業費の一部を助成します。

(7) 障害者総合支援法に基づく事業所運営の充実及び施設整備計画

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を受けて建設していましたが旧みしまさくらが完成し、名称を指定生活介護事業所「えがお」と改め4月1日より運営を始めるほか、同じく生活介護事業所「おんすいち」並びに指定就労継続支援事業所「さわじ作業所」の健全運営に努めると共に、重度心身障害者及び知的障害者の生活支援・就労支援をより一層推進していきます。

4 平成27年度事業実施計画

(1) 組織運営体制の強化

◎理事会・評議員会の適宜開催

◎行政及び関係機関・関係団体との連携強化

◎職員の適正配置と資質向上

◎基金管理委員会、苦情処理解決第三者委員の運用

- (2) 安定財源の確保
 - ◎会員特に特別会員の加入促進の働きかけを強化し事業財源の確保に努める
 - ◎社会福祉振興基金、その他積立金等の適正運用
 - ◎各種補助金・助成金等の積極的活用
- (3) 地域福祉活動の推進
 - ◎第3次三島市地域福祉活動計画の策定準備
 - ◎小地域福祉活動団体への協力・支援
 - ◎地域の福祉力実態調査
- (4) 相談・支援事業
 - ◎福祉総合相談
 - ◎心配ごと相談
 - ◎日常生活自立支援事業
 - ◎生活福祉資金貸付制度
 - ◎生活一時扶助金
 - ◎生活困窮者食糧支援事業
- (5) ボランティアセンター事業
 - ◎ボランティアの相談・援助
 - ◎ボランティアの養成・研修
 - ◎ボランティアの登録
 - ◎ボランティア情報の収集・発信
 - ◎各種機材・福祉教材の貸出・管理
 - ◎ボランティア活動保険の加入促進
 - ◎三島市ボランティア連絡協議会事務局
 - ◎寄付物品の受け入れ・紹介
 - ◎災害ボランティアの振興
 - ・災害ボランティア本部立ち上げ訓練
 - ・災害ボランティア事前登録制度
 - ・災害ボランティアコーディネーターの育成
 - ◎事業費助成事業
- (6) 高齢者福祉事業
 - ◎高齢者スポーツ大会の支援
 - ◎生きがい教室3校の受託運営
 - ◎生きがい教室・老人福祉センター利用者に介護予防事業の実施
 - ◎高齢者世話付住宅への援助員派遣
 - ◎老人福祉月間の周知・啓発
- (7) 障害者福祉事業
 - ◎三島市障がい者スポーツ大会の参加支援
 - ◎障がい者就労支援きょうどう隊（「すてっぷ」及び「じゃんぷ」）の支援

- (8) 児童福祉事業
- ◎準要保護世帯修学旅行費の助成
 - ◎子ども会連合会活動の支援
 - ◎社会を明るくする運動の支援
 - ◎児童福祉月間の啓発
- (9) 広報啓発
- ◎三島市社会福祉協議会表彰式の開催
 - ◎社協フェスティバルの開催
 - ◎三島市社会福祉協議会「はつらつ」の発行
 - ◎三島市社会福祉協議会ホームページの運営
- (10) 各種募金活動の支援・推進
- ◎赤い羽根共同募金活動の推進
 - ◎歳末たすけあい募金活動の推進
 - ◎災害時募金活動の支援
- (11) 指定事業所の運営
- ◎介護保険法指定
 - ・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所の運営
 - ◎障害者総合支援法指定
 - ・居宅介護・重度訪問介護事業所の運営
 - ・生活介護事業所「えがお」の運営
 - ・生活介護事業所「おんすいち」の運営
 - ・就労継続支援B型事業所「さわじ作業所」の運営
- (12) 受託施設の運営
- ◎指定管理者制度による社会福祉会館の運営（平成26年度～5年間）

社会福祉会館は、社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展を図るため、地域福祉に関する相談や、社会福祉団体の地域福祉のための活動の推進及び援助、社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展などの事業を展開します。また、会館を利用していただく方を増やすため特に4階大会議室の写真展や美術展等にも開放するなど利便性の向上に努めてまいります。
 - ◎指定管理者制度による老人福祉センターの運営（平成25年度～5年間）

老人福祉センターは、高齢者人口増に伴い、増加する利用者への新規事業として、平成25年度から改修した多目的室を利用し、健康管理や健康に関する意識の向上を目的とした健康サロンを開始した。平成27年度も引き続き実施する。地域との連携を図り、人と人がつながる場を提供し、高齢者の孤立や閉じこもりを防止し、世代間の交流が深まり、高齢者を支える連携を作り、地区社協としてその役割を担う。
- (13) その他の事業
- ◎各種チャリティー事業の協力、支援

- ◎福祉教育実習生の受け入れ及び福祉資格取得支援
- ◎福祉車両・車椅子・介護補聴器の短期貸出
- ◎高齢者疑似体験セットの無料貸出
- ◎歳末たすけあい助成事業
- ◎福祉団体・施設への事業費助成

5 予算の規模

【1】社会福祉事業

社会福祉事業	372,189千円
--------	-----------

【2】公益事業

公益事業	16,764千円
------	----------

【3】合計

社会福祉事業・公益事業	388,953千円
-------------	-----------